

葛城市立保育所等保育士派遣業務事業者公募実施要項

1. 目的

待機児童の解消のため、市立保育所等へ保育士派遣業務を行うことが可能な事業者を公募します。また、安定的かつ迅速に保育士を確保するため、契約単価を統一し、保育士派遣労働者が規定の人数に達するまで、複数の事業者から契約交渉を実施します。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

葛城市立保育所等保育士派遣業務

(2) 業務内容

別添「葛城市立保育所等保育士派遣業務仕様書」のとおり

(3) 予定履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 契約単価

1時間あたり2,600円(税抜き)

(5) 派遣人員総数

10人(1社あたりの上限人数はありません)

(6) 特記事項

本業務の派遣労働者への賃金は1時間あたり1,363円以上であること。

3. 参加資格要件

参加事業者は、本事業の目的を理解し、次に掲げる項目をすべて満たす者であること。基準日については、公募開始の日(本実施要項を、市ホームページに掲出し、公表した日:令和6年1月26日(金))とする。

- (1) 令和6年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「4. 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者。
- (6) 過去3か年度の間に近畿2府4県の保育施設への派遣実績があること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)第1項の欠格規定に該当しない者。(契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ない者でないこと。)

(8) 地方自治法施行令第167条の4(第167条の1第1項において準用する場合を含む。)第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと。

(9) 次のいずれにも該当しない者

① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。

② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

③ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立をしている者でないこと。

(11) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正手続き開始の申立をしている者でないこと。

4. 入札参加資格を有さない者の参加

3. 資格要件(1)に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加資料を参加申込書類とあわせて提出してください。審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されているものと同様の資格を有すると認められた場合、契約交渉をすることができます。

○ 提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	【様式4】参加資格要件審査申請書
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)
4	履歴事項全部証明書等(写し可) 法人「履歴事項全部証明書」(旧：商業登記簿謄本) 個人「事業証明書」及び「住民票」

5	納税証明書（写し可）	
	葛城市内業者の場合 ※右記①と②の提出が必要です。	①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明 ※提出日前3か月以内発行のもの ※所管税務署にて発行
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。	法人：納税証明書「その3の3」 個人：納税証明書「その3の2」 ②市税の完納証明書 ※提出日前3か月以内発行のもの ※本市税務課にて発行
6	印鑑証明書（写し可）※提出日前3か月以内発行のもの	

※A4ファイルに綴じ、表紙・背表紙に商号等を必ず記載してください。

5. スケジュール

下表のとおりです。なお、各実施日について事務の都合上変更する場合があります。

公告（募集開始）	令和6年 1月26日（金）
質疑提出期限	令和6年 2月 5日（月）午後5時
質疑回答期限	令和6年 2月 7日（水）
参加申込書類提出期限	令和6年 2月15日（木）午後5時
審査結果通知	令和6年 2月22日（木）（予定）
業務開始予定日	令和6年 4月 1日（土）

6. 手続概要

（1）募集要項等の配布

【配布期間等】令和6年1月26日（金）～令和6年2月15日（木）

葛城市役所こども未来創造部こども未来課（當麻庁舎）で配布（土祝日を除く）、もしくは市ホームページからダウンロード

（2）質疑の受付及び回答

【受付期間】 令和6年1月26日（金）～令和6年2月5日（月）午後5時必着

【提出方法】 様式5「質問書」に内容を簡潔に記載し電子メールにて提出してください。また提出後電話により受信確認を行ってください。なお、質問書以外での問合せについては一切受け付けいたしません。

メールアドレス：kodomomirai@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-5105

【回答】 令和6年2月7日（水）午後5時までに市ホームページにて回答します。

(3) 参加申込書類の提出

【受付期間】 令和6年1月26日(金)～

令和6年2月15日(木)午後5時(土日祝除く)

【提出先】 葛城市役所こども未来創造部こども未来課(當麻庁舎)

〒639-2197 葛城市長尾85番地

【提出方法】 持参の場合：事前にこども未来課に来庁日時をお電話ください。

郵送の場合：書留等により提出期限までに必着のこと

【提出書類】①参加申請書(様式1)

②参加資格に関する申立書(様式2)

③見積書(様式3)

④会社概要(通常の広報で使用しているもの)

⑤許可登録(免許)証明書等の写し

⑥直近の人材派遣の実績のわかる資料

(任意様式・④会社概要に記載の場合不要)

7. 選定方法

(1) 審査方針

参加申込書類に基づき審査を実施し、受託事業者として適当と判断された場合は、受託候補者として決定します。参加者から、複数の事業者を受託候補者として決定することもあります。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないものとします。

(2) 選考結果の通知

選考結果は、すべての参加者に対して、令和6年2月22日(木)(予定)に通知します。

また、受託候補者は選定後、速やかに市ホームページで公表します。

8. 契約の交渉

(1) 契約内容及び仕様については、本市と詳細を協議した結果、変更が生じることもあります。

(2) 本契約に対する契約保証金は免除します。

9. その他留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

①参加申込書類の提出後、契約締結日までの間に、3の参加資格要件を満たさなくなった場合。

②参加申込書類において虚偽の記載がある場合。

- ③参加申込に関して談合等の不正行為があった場合。
- ④正常な参加申込の執行を妨げる等の行為があった場合。
- ⑤法令並びに葛城市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ参加申込を行った場合。
- ⑥審査の公平性を害する行為があった場合。
- ⑦前各号に定めるもののほか、参加申込にあたり著しく信義に反する行為等により、市が失格であると認めた場合。

(2) 留意事項

- ①本件の参加に係る経費は、全て参加者の負担とします。
- ②提出書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加者が負うものとします。
- ③審査及び評価の内容、参加者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④提出された書類は返却しません。
- ⑤提出後に書類の内容を変更することは認めません。(軽微な修正を除く)
ただし市から指示があった場合はその限りではありません。
- ⑥提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合があります。

10. 問合せ先及び各種書類の提出先

葛城市役所 こども未来創造部 こども未来課
〒639-2197 奈良県葛城市長尾85 (當麻庁舎2階)
TEL 0745-44-5105 (直通)
FAX 0745-48-3200
メール kodomomirai@city.katsuragi.lg.jp